

第 54 号議案

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案に関する知事への意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案に関する意見について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

滋賀県教育委員会

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案に関する意見について

格別の意見はない。

（説明資料）

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

令和7年度における教育委員会の事務部局の職員および教育機関の職員の定数を改定するため、滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

	条例第2条の区分		令和6年度	令和7年度	増 減
(5) 教 育 委 部 員 局 会 の 職 員			200 人	215 人	+ 15 人
(10) 教 育 機 関 の 職 員	教育機関の職員	校長および教員	3,314 人	3,302 人	△ 12 人
		校長および教員以外の職員	544 人	537 人	△ 7 人
		計	3,858 人	3,839 人	△ 19 人
	ア 高等学校の職員	校長および教員	2,096 人	2,079 人	△ 17 人
		校長および教員以外の職員	346 人	342 人	△ 4 人
		計	2,442 人	2,421 人	△ 21 人
	イ 中学校の職員	校長および教員	39 人	39 人	0 人
		校長および教員以外の職員	3 人	3 人	0 人
		計	42 人	42 人	0 人
	ウ 特別支援学校の職員	校長および教員	1,179 人	1,184 人	+ 5 人
		校長および教員以外の職員	126 人	126 人	0 人
		計	1,305 人	1,310 人	+ 5 人
	エ 学校以外の教育機関の職員		69 人	66 人	△ 3 人

3 その他

この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

この条例は、教育委員会関係の改正部分も含め、知事部局がとりまとめ、提案されます。

滋賀県職員定数条例新旧対照表

旧	新
第1条 省略 (職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(4) 省略 (5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>200</u>人 (6)～(9)の2 省略 (10) 教育機関の職員 { 校長および教員 <u>3,314</u>人 校長および教員以外の職員 <u>544</u>人 計 <u>3,858</u>人 { ア 高等学校の職員 校長および教員 <u>2,096</u>人 校長および教員以外の職員 <u>346</u>人 計 <u>2,442</u>人 { イ 中学校の職員 校長および教員 39人 校長および教員以外の職員 3人 計 42人 { ウ 特別支援学校の職員 校長および教員 <u>1,179</u>人 校長および教員以外の職員 126人 計 <u>1,305</u>人 - エ 学校以外の教育機関の職員 <u>69</u>人 (11) 省略 第2条第2項以下 省略	第1条 省略 (職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(4) 省略 (5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>215</u>人 (6)～(9)の2 省略 (10) 教育機関の職員 { 校長および教員 <u>3,302</u>人 校長および教員以外の職員 <u>537</u>人 計 <u>3,839</u>人 { ア 高等学校の職員 校長および教員 <u>2,079</u>人 校長および教員以外の職員 <u>342</u>人 計 <u>2,421</u>人 { イ 中学校の職員 校長および教員 39人 校長および教員以外の職員 3人 計 42人 { ウ 特別支援学校の職員 校長および教員 <u>1,184</u>人 校長および教員以外の職員 126人 計 <u>1,310</u>人 - エ 学校以外の教育機関の職員 <u>66</u>人 (11) 省略 第2条第2項以下 省略